

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市教育文化会館喫茶スペース改装前施設整備監理・調整業務
発 注 課	市民文化局文化部文化振興課
選 定 事 業 者	株式会社石本建築事務所 札幌オフィス
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本業務は、札幌市教育文化会館2階喫茶スペースを芸術作品の展示スペースに改装するために実施する「札幌市教育文化会館喫茶スペース改装前施設整備業務（以下、「施設整備業務」という）」において、監理・調整を行うものである。 札幌市教育文化会館は、令和4～6年度の3か年にわたる改修工事が行われ、建築・設備ともに多岐に渡る改修が行われている。 施設整備業務は、これらの改修内容を前提として実施する必要があることから、施設整備業務に必要な図面等の作成については、当該工事を最も熟知している工事監理業務受託者以外にない等の理由で、上記業者を選定して令和5年度に業務完了している（札幌市教育文化会館喫茶スペース改装検討業務）。 本業務は、前述の図面等に基づき、施設整備業務が仕様書どおりに行われるよう、確実な監理・調整が求められることから、これを遂行できるのは札幌市教育文化会館の最新の状況を把握している上記業者以外になく、現場を最も熟知していることにより、事前調査の時間短縮や経費節減も図られることから、上記業者を選定する。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ウ）（ア～オのいずれかを記入）